(2)　次に掲げる損害については、(1)のハからホまでに掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができないこととした。（第三条関係）

イ　契約上の債務の不履行、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの（役務を除く。以下イ及びロにおいて同じ。）の瑕疵又は不法行為により、消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害

ロ　消費者契約の目的となるものの提供があるとすればその処分又は使用により得るはずであった利益を喪失したことによる損害

ハ　契約上の債務の不履行、消費者契約の目的となる役務の瑕疵又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となったもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害

ニ　消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となったものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであった利益を喪失したことによる損害

ホ　人の生命又は身体を害されたことによる損害

ヘ　精神上の苦痛を受けたことによる損害

(3)　訴訟の目的の価額等

訴訟の目的の価額、訴状の記載事項、管轄及び移送、弁論等の必要的併合、補助参加の禁止、確定判決の効力が及ぶ者の範囲、共通義務確認訴訟における和解並びに再審の訴えについて所要の規定を整備することとした。（第四条～第一一条関係）

(二)　対象債権の確定手続

(1)　通則、簡易確定手続の開始、簡易確定手続申立団体による通知及び公告等について所要の規定を整備することとした。（第一二条～第五一条関係）

(2)　異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例について所要の規定を整備することとした。（第五二条～第五五条関係）

(三)　特定適格消費者団体のする仮差押え、管轄、保全取消しに関する本案の特例及び仮差押えをした特定適格消費者団体の義務について所要の規定を整備することとした。（第五六条～第五九条関係）

3　特定適格消費者団体

(一)　特定適格消費者団体の認定等

適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定（以下「特定認定」という。）を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができることとするとともに、特定認定の要件、特定認定の申請等について所要の規定を整備することとした。（第六五条～第七四条関係）

(二)　被害回復関係業務等

特定適格消費者団体の責務、報酬、財産上の利益の受領の禁止等について所要の規定を整備することとした。（第七五条～第八四条関係）

(三)　監督

特定適格消費者団体への適合命令及び改善命令、特定認定の取消し等について所要の規定を整備することとした。（第八五条～第八七条関係）

4　その他

所要の罰則を設けることとした。（第九三条～第九九条関係）

5　この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求（2の(一)の(1)のホに掲げる請求については、この法律の施行前に行われた加害行為に係る請求）に係る金銭の支払義務には、適用しないこととした。（附則第二条関係）

6　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（法律第九七号）（文部科学省）

1　平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による特定原子力損害（当該事故による損害であって原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三六年法律第一四七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ。）について、国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとした。（第二条関係）

2　特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治二九年法律第八九号）第七二四条の規定の適用については、同条前段中「三年間」とあるのは「一〇年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とすることとした。（第三条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇産業競争力強化法（法律第九八号）（経済産業省）

1　目的

この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本理念等

産業競争力の強化に関して、事業者が積極的に事業活動を行うことを基本とし、国がこれらの取組を促進するという基本理念を定めるとともに、国及び事業者の具体的な責務を定めることとした。（第三条関係）

3　産業競争力の強化に関する実行計画

(一)　政府は、集中実施期間における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、産業競争力の強化に関する実行計画を作成することとした。（第六条第一項関係）

(二)　実行計画は、次に掲げる事項を定めることとした。（第六条第二項～第八項関係）

(1)　産業競争力の強化に関する施策についての基本的な方針

(2)　産業競争力の強化に関する施策について重点的に講ずべき内容、実施期限及びその担当大臣

(三)　政府は、毎年度、重点施策の実施状況等を公表するとともに、これを国会に報告することとした。（第六条第九項及び第一〇項関係）

4　新たな規制の特例措置の求め

(一)　新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができることとした。（第八条第一項関係）

(二)　主務大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長が所管に属し、それが必要であると認める場合には、当該他の関係行政機関の長に新たな規制の特例措置の整備を要請することとした。（第八条第二項関係）

5　規制の解釈及び適用の確認

(一)　新事業活動を実施しようとする者は、主務大臣に対し、その新事業活動等に関する規制に関する規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、確認を求めることができることとした。（第九条第一項関係）

(二)　主務大臣は、当該確認の内容が他の関係行政機関の長に属する場合には、当該他の関係行政機関の長に対し確認を求めることとした。（第九条第二項関係）